

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

令和8年8月12日

支出負担行為担当官
国立療養所多磨全生園
経理部長 星 紀幸

1 企画競争に付する事項

飲料自動販売機設置業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の企画書提出期限の直近2年間（エ及びオについては2保険年度）の保険料の滞納がない者であること。

ア．厚生年金保険 イ．健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ．船員保険 エ．国民年金 オ．労働者災害補償保険 カ．雇用保険

(6) この公募の企画書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 契約候補者の選定

「飲料自動販売機設置業務に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

(1) 日時 令和8年8月13日（木）～8月26日（水）9時から17時まで

(2) 場所 〒189-8550 東京都東村山市青葉町4-1-1
国立療養所多磨全生園 総務部庶務課 庶務係

5 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAXにて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 令和8年8月20日(木) 17時まで
- (3) 回答 令和8年8月21日(金) までに企画競争参加者に対して行う。

6 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和8年8月27日(木) 17時まで
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送も可(※期限日必着)とする。

7 参加者による提案内容プレゼンテーションの実施日

令和8年8月末～9月初旬を予定

※日程が決まり次第、各参加者へ個別に連絡。

8 事業者の決定日

令和8年9月9日(水) 10時30分 当園本館2F 第2会議室

9 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

10 その他

詳細は、「飲料自動販売機設置業務に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

担当：国立療養所多磨全生園
総務部庶務課 庶務係

住所：〒189-8550
東京都東村山市青葉町4-1-1

電話：042-395-1101

FAX：042-394-2410

E-mail：katou-koujikt@mhlw.go.jp

飲料自動販売機設置業務に係る企画書募集要領

1 総則

飲料自動販売機設置業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

業務の内容は、別添「飲料自動販売機設置業務に係る企画書作成のための仕様書」のとおりとする。

3 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の企画書提出期限の直近2年間（エ及びオについては2保険年度）の保険料の滞納がない者であること。
 - ア．厚生年金保険 イ．健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ．船員保険 エ．国民年金 オ．労働者災害補償保険 カ．雇用保険
- (5) この公募の企画書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

4 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

住 所：〒189-8550 東京都東村山市青葉町4-1-1
国立療養所多磨全生園 総務部庶務課 庶務係
TEL：042-395-1101
FAX：042-394-2410
E-mail：katou-koujikt@mhlw.go.jp

(2) 受付期間

令和8年8月20日（木）17時まで

(3) 回答

令和8年8月21日（金）までに、企画競争参加者に対して行う。

5 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 飲料自動販売機設置業務に係る企画書
- ② 経費内訳書（見積書）
- ③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料
- ④ 経営状況（負債抵抗力、財政健全性等）について、その実績が分かる資料
- ⑤ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組として、以下の認定等を受けている場合、以下の書類の写し
 - ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書 ※労働時間の基準を満たすものに限る。
 - ・次世代法に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
 - ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
 - ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

(2) 提出期限等

- ① 提出期限

令和8年8月27日（木）17時まで
- ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

4（1）に同じ
- ③ 提出部数
 - ア 飲料自動販売機設置業務に係る企画書 7部
 - イ 経費内訳書（見積書） 1部
 - ウ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料 7部
- ④ 提出方法直接提出（持参）とする。
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
 - ア 受付時間は、平日9時から17時までとする。
 - イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。
 - エ 一者当たり2件の企画を限度とし、2件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
 - オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。
 - カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
 - キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 評価の実施

- (1) 「飲料自動販売機設置業務に係る企画書等配点基準及び採点表」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、契約候補者とする。なお、最も評価の高い企画書等が複数となった場合は、委員長の評価点が高い者とする。
- (2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

7 契約の締結

評価結果通知後速やかに、支出負担行為担当官 国立療養所多磨全生園 経理部長 星 紀幸 は、契約候補者と契約を締結する。

8 その他

- (1) 企画書に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 本企画競争参加者に要求される事項
この企画競争に参加を希望する者は、本募集要領3の参加資格を有することを証明する書類を企画書等とともに提出しなければならない。

(別添)

飲料自動販売機設置業務に係る企画書作成のための仕様書

1 設置事業者公募物件

【別紙】に示した自動販売機7台とする。

2 設置許可期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、自動販売機の設置を許可することができると判断した場合は、令和9年4月1日から4年を限度に、引き続き設置することができる。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

①大きさ 自動販売機1台当たり(回収ボックスの面積含む) 物件番号ごとに定める幅、奥行き範囲内(設置場所の寸法内)で、高さは概ね2.0m以内とすること。

②デザイン 公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

(3) 安全対策

①自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

②食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を尽くすものとする。

③硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売システム機械工業会制定)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として、自動販売機1台に1個以上の割合で、自動販売機脇に当該ボックスを設置する。

②回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱することのないよう十分な収容容積とする。

ウ その他 使用済み容器以外の投入を禁止する旨を表示するほか、使用済み容器投入口は、紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。また、回収ボックスは、分別を徹底させるため販売容器の種類に応じたものを設置する。

③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法などの関係法令に基づき、適切に回収し処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収、釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を行う。

②設置事業者において、消費期限の確認など安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い自動販売機の維持・管理に努めるほか、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については故障発生時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において迅速に対応すること。

④各種関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なくそれらの手続き等を行うこと。

⑤可能な範囲において、災害時対応機種を採用することとし、当該機種の採用時は別途協定書を取り交わす。なお、災害時における商品利用分については設置者の負担とする。

⑥水道水を使用する機種の設定はできない。

(6) 遵守事項

①使用を許可した当園所有施設（以下、「使用許可施設」という。）を自動販売機及び回収ボックスの設置場所とする用途以外の用に供してはならない。

②使用許可施設の原状を変更してはならない。

③使用許可施設の転貸及び賃借権の譲渡をしてはならない。

④契約に係る自動販売機及び設置事業者が施した造作を第三者に譲渡してはならない。

⑤契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若

しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

⑥売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出又は実地での調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

4 販売商品の種類等

(1) 種類 清涼飲料水、コーヒー等の飲料（アルコール飲料、いわゆるノンアルコール飲料を除く）とする。

(2) 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

5 行政財産使用料等

使用許可を受けた自動販売機の設置面積（回収ボックスの面積含む）に応じて、当園の算定する年間使用料を年度当初に当園に納付すること。

【参考：令和7年度における自動販売機の行政財産使用料】

51,578 円（※自動販売機7台分の合計、年額）

6 電気使用料等

電源は当園で用意するが、電気使用料は別途徴収する。設置者が自ら設置したメーター（計量法に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用料に基づき、当園が定める単価で計算した額を負担する。

7 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持・管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気使用料を計測するためのメーター設置費用は、設置者が負担する。なお、メーター設置に当たっては当園の指示に従うものとする。

8 設置場所の返還

自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当園の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

当園の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10 商品の盗難及び自動販売機の破損等

(1) 当園の責に帰することが明らかな場合を除き、当園はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚染又は毀損等した時は、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

1 1 現地確認

設置場所を現地にて直接確認したい場合は下記担当課に電話連絡し、業務等に支障の無い範囲内で実施すること。

【連絡先】

国立療養所多磨全生園 総務部庶務課 庶務係

TEL：042-395-1101（代）

飲料自動販売機設置場所面積等

物件 番号	設 置 場 所	屋内外	幅(mm)	奥行(mm)	販売種類
1	公会堂	外	1200以内	800以内	清涼飲料水、コーヒ一等の飲料
2	事務本館	外	1200以内	800以内	〃
3	旧 2 病棟	内	1200以内	800以内	〃
4	福祉サービス棟	外	1200以内	800以内	〃
5	看護学校	内	1200以内	800以内	〃
6	面会人宿舎棟 外	外	1200以内	800以内	〃
7	野球場	外	1200以内	800以内	〃

飲料自動販売機設置業務に係る企画書等 配点基準及び採点表

項目	評価項目	配点基準		満点
企画書	運営方法（衛生管理／商品搬入／トラブル時対応等）	優れた提案がなされているか	0～25	25
	サービスの質（商品ラインナップ／価格設定等）	優れた提案がなされているか	0～25	25
	機器・機能（ユニバーサルデザイン／災害時支援機能等）	優れた提案がなされているか	0～20	20
経営状況	直近過去３年間の経営状況（１）負債抵抗力 ：純支払利息比率（支払利息－受取利息配当金／総売上高×100） 【基準】 下限値5.1%より低値であることを必須とし、より数値が低いほど望ましい。	最も低値	10	10
		２番目に低値	5	
		３番目に低値	2	
		４番目以下、もしくは下限値以上	0	
	直近過去３年間の経営状況（２）財政健全性 ：自己資本対固定資産比率（自己資本／固定資産×100） 【基準】 下限値-76.5%より高値であることを必須とし、より数値が高いほど望ましい。	最も高値	10	10
		２番目に高値	5	
		３番目に高値	2	
		４番目以下、もしくは下限値以下	0	
ワークライフバランス等の推進	女性活躍推進法に基づく認定 （５つの評価項目：①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）	３段階目（５つの全基準充足）	4	4
		２段階目（５つの基準のうち３～４つ充足）	3	
		１段階目（５つの基準のうち１～２つ充足）	2	
		行動計画	1	
		なし	0	
	次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	3	3
		くるみん	2	
		なし	0	
	若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール認定	3	3
		なし	0	
合計				100